

「南海トラフ地震」における愛知県広域受援計画」の概要

1 策定及び改定の経緯

- 平成27年3月に国（中央防災会議幹事会）の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）が公表された。

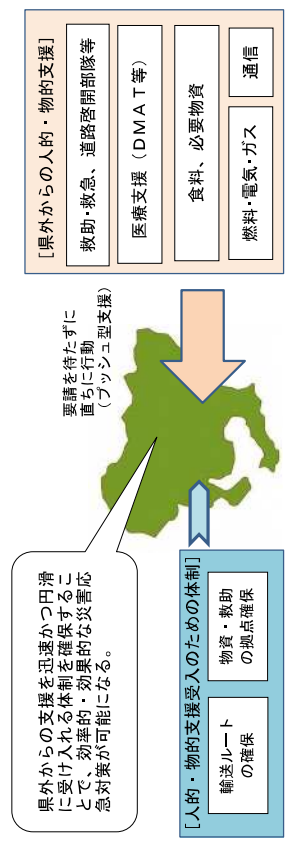
【南海トラフ地震具体計画とは】

- 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第4条に規定する「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に基づき、南海トラフ地震発生時の災害応急対策活動の具体的な内容を定める計画
- 被害想定に基づき、国が実施に係る緊急輸送ルート、救助・消火活動等、医療活動、物資の調達、燃料の調達、電気・ガスの臨時供給、通信の臨時確保及び防災拠点に関する活動を具体的に定めたもの
- 南海トラフ地震により甚大な被害の発生が予想される本県としては、具体計画に基づく国からの支援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保することで、効果的・効果的な災害応急対策を実施することから、平成28年3月に「南海トラフ地震における愛知県広域受援計画」（以下「受援計画」という。）を策定した。
- 平成28年熊本地震を踏まえ平成29年6月の具体計画改定を受け、平成31年3月に受援計画の改定を行った。
- 令和元年5月及び令和2年5月の具体計画改定を踏まえ、令和3年3月に県受援計画の改定を行うもの。

2 受援計画の基本的な位置付け・考え方

- 震災直後から3日間（物資は1週間）程度を想定した応急対策活動期において、具体計画に基づいた県外からの人的・物的支援を受け入れられる際の担当機関・手順等について、県の役割を中心に、関係する市町村、防災関係機関の役割等について定めるもの。
- 策定後は、訓練等を通じた検証、施設・資機材整備等の状況に応じて、内容の見直しを随時行う。
- 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表される可能性がある地震及び南海トラフ地震の想定規模に満たない大規模地震が発生した場合でも、国の応援の状況を踏まえつつ、必要に応じて本計画の一部又は全部について適用し、県外からの応援を迅速かつ円滑に受け入れる体制を確保する。

【愛知県広域受援計画のイメージ】



3 受援計画の内容

章	主な項目
第1章 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受援計画の位置付け、適用条件 ・ 南海トラフ地震発生時の初動対応（県災害対策本部、市町村災害対策本部） ・ 政府現地対策本部等との連携 ・ タイムラインに応じた行動目標（具体計画のタイムラインを基本に、関係機関の対応を時系列で整理）
第2章 輸送ルートの確保に係る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送活動の実施に必要なルート（陸路、空路、海路） ・ 拠点間の標準アクセスルートの設定（災害拠点病院→名古屋飛行場、広域物資輸送拠点→地域内輸送拠点） ・ 必要な輸送ルート（陸路、海路）における発災時の措置（被害情報の収集・共有、道路（航路）啓閉、迂回路の設定等）
第3章 救助・救急、消火活動に係る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域応援部隊等への派遣要請手順（警察、消防、自衛隊、国交省 TEC-FORCE、海保への派遣要請の手順を整理） ・ 広域応援部隊への情報提供（広域進出拠点・進出拠点に係る情報提供、救助活動拠点等への誘導等） ・ 部隊間の活動調整 ・ 災害応急対策に活用する航空機及び艦船・船舶の運用調整 ・ 救助活動拠点候補地（※）の選定及び開設
第4章 医療活動に係る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震災直後の医療活動に係る措置（保健医療調整本部の設置及び必要な人員の配置、DMATの受け入れ等） ・ 広域医療搬送活動の概要 ・ DMAT以外の医療チームの派遣要請 ・ 避難所等における保健・医療・福祉サービスの提供
第5章 物資調達に係る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国のプッシュ型支援による物資受入の事前措置・組織体制等 ・ 市町村ごとの物資配分量、地域内輸送拠点（※）の選定 ・ 県から国への物資支援の要請（プル型支援の要請） ・ 物資の受入・配分を行うため各市町村が設置する拠点
第6章 燃料調達、電気・ガスの臨時供給及び通信の臨時確保に係る計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策に従事する車両等への燃料供給 ・ 業務継続が必要な重要施設への燃料の優先供給（国への燃料供給要請に係る事前準備及び要請手順等） ・ 臨時の給油施設の開設 ・ 航空機用救助活動拠点（名古屋飛行場）における燃料供給体制 ・ 業務継続が必要な重要施設への電気・ガスの臨時供給（国及び事業者への電気・ガスの臨時供給要請に係る事前準備及び要請手順） ・ 業務継続が必要な重要施設の通信の臨時確保（国及び事業者への通信の臨時確保要請に係る事前準備及び要請手順）
第7章 防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点の種類及び機能 ・ 愛知県内の大規模な広域防災拠点

第1 帰宅困難者対策実施要領の基本的な考え方

愛知県は、平成 14・15 年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査」における帰宅困難者の想定を基に、平成 16 年 3 月に「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」(以下「現行要領」という。)を作成した。

現行要領では、「帰宅困難者をいかに減少させるか」をキーワードに、帰宅困難者等を迅速かつ安全に帰宅させることを重要課題としており、帰宅困難者を支援し、早期帰宅を促進する対策が中心となっていた。

しかしながら、東日本大震災の際の首都圏の状況から、多くの人が一斉に帰宅を開始した場合、人の集中により路上に人があふれ、火災や余震による落下物から逃げ遅れる等の二次被害を誘発し、また、自家用車での一斉帰宅による交通渋滞で緊急車両の通行に支障が生じ、迅速な救助・救命活動の妨げとなる等のリスクがあることがわかってきたことから、総合的な帰宅困難者対策を推進し、県民の生命を守り、都市機能を混乱させない危機管理の体制づくりが求められている。

このことから、平成 25 年 5 月の県防災会議において、これまでの対策に加え、一斉帰宅を抑制することを目的に、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とした、県地域防災計画の修正を行い、これを踏まえて現行要領の見直しを行うこととした。

また、平成 26 年 5 月の県防災会議において、「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」結果が公表され、想定地震の見直しにより、新たな帰宅困難者数の想定が示された。

加えて、平成 26 年 10 月に名古屋駅前で県と名古屋市との共催により実施した総合防災訓練における帰宅困難者の避難誘導訓練を検証する中で、上記の基本原則を徹底することや、効果的な情報提供の方法として、SNS・デジタルサイネージを活用することの必要性が明らかとなった。

今回の要領の見直しでは、国、県、市町村、事業者等が連携して帰宅困難者対策を推進するとし、帰宅開始時期を分散させ、一斉帰宅を抑制する必要性や、地域性を踏まえた帰宅行動等を新たな課題としている。

安全に帰宅できることを確認した後には、現行要領の基本的な考え方である帰宅困難者等を安全に帰宅させるためのこれまでの対策を実施する。

帰宅困難者による混乱の防止に重点を置く見直しとなることから、現行要領の名称を改め、「愛知県帰宅困難者対策実施要領」とした。

また、東海地震に関する各情報の発表段階ごとに推奨される行動や、主な交通機関の対応についても記載し、発表情報が帰宅行動に有効活用されるよう改めて整理し、これらの点を踏まえ、現行要領を大規模地震災害時において、公共交通機関等が運行を停止した状況を対象に見直しを行った。

※帰宅困難者と帰宅可能者だが混乱を避けるために一時的に滞留することとなった者について、「帰宅困難者等」とした。

<県 実施要領>

- (1)基本原則「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことの周知・徹底を図る
- (2)行政、地域、事業者、個人など、それぞれの役割を整理する
- (3)県域全体の基本原則、発災後の行動方針を示す

<目的>

- 災害発生時に各個人が同じ考え方に基づいた行動をとること、混乱を防ぐ
- 行政、地域、事業者、個人などの役割を明確にし、それぞれが連携して対策を推進することにより、空白を作らない
- 市町村等が地域の特性に応じた対策を実施できるようにする
- 市町村域を超え、同じ指針の下に対策を実施できるようにする

事業者や地域等における対策（それぞれが必要に応じて定める）



- <目的>
- 従業員、生徒、来客等の安全を確保する
 - 事業の継続性を高める
 - 大規模ターミナル駅周辺等エリア内で連携・協力を図る

県実施要領で示す全体方針に沿った形で、地域における各主体が対策を策定・推進する

整合性

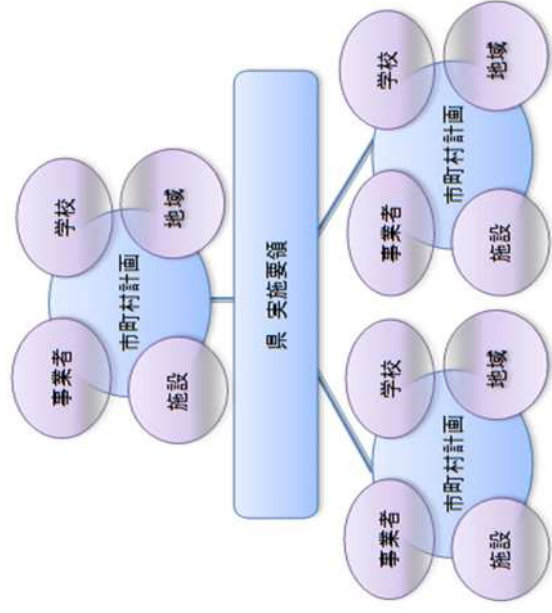
<市町村 実施要領・計画>

- (1)地域特性や状況に応じて具体的な対策を策定する
- (2)地域団体、学校、住民が実施する対策を計画する
- (3)県実施要領や周辺市町村の計画との整合性を図る

<目的>

- 地域の実状に即した対策を行う
- 地域団体、学校、住民等の役割に応じた対策を行う
- 市町村域をまたいで帰宅する者の安全を確保する

行政、事業者、学校、施設管理者、地域や各個人が、基本原則に基づきそれぞれの役割と行動のルールを認識し、要領に則した対策を実行する



県 実施要領と市町村等計画の相関図

第2 実施要領の見直しについて

1 主な見直し点

(1) 想定地震

平成26年5月公表の県被害予測調査の対象地震に改める。

現行要領	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 東海・東南海連動地震 東海地震(予知情報又は警戒宣言発令時) 	<ul style="list-style-type: none"> 南海トラフで繰り返し発生している地震で規模の大きい5地震を重ねあわせた「過去地震最大モデル」 東海地震(予知情報又は警戒宣言発令時) ※継続

(2) 対策の基本原則

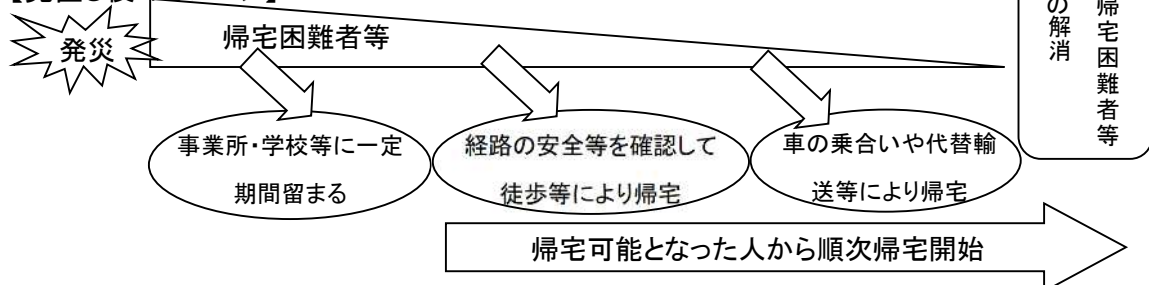
一斉帰宅を抑制し、安全を確認した上で帰宅を開始する。

現行要領	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 帰宅困難者をいかに減少させるか。(迅速かつ安全に帰宅させる) 	<ul style="list-style-type: none"> むやみに移動(帰宅)を開始しない。 (発災直後の混乱防止と安全・円滑な避難行動の支援) 安全の確認後に、帰宅困難者等をいかに減少させるか。 ※継続

(3) 具体的な取り組みの重点

現行要領	見直し後
<ul style="list-style-type: none"> 帰宅支援ルートの設定 徒歩帰宅支援協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉帰宅の抑制に関する事前周知 一時滞在者のための施設の確保 事業者等における従業員の一時待機と時差帰宅の促進 安否確認と情報提供のための体制整備 安全確認・混乱収拾後の帰宅支援 ※継続 <ul style="list-style-type: none"> ▲帰宅支援ルートの設定 ▲徒歩帰宅支援協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」の設置

【見直し後のイメージ】



2 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とする理由

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により、首都圏においては鉄道の多くが運行を停止するとともに、大規模な道路渋滞が発生し、バスやタクシーなどの交通機関の運行に支障が生じた。

発生時刻が平日の帰宅ラッシュ前であり、鉄道等を使って通勤・通学している人々の帰宅手段が閉ざされた中で、事業者等が早期帰宅を促し、また、帰宅を断念した者を受け入れる施設も不足していたことから、街路に人があふれ、首都圏では帰宅困難者による混乱が発生した(下記<東日本大震災時の状況>参照)。

さらに、回線の輻輳により電話がつながりにくくなり、安否確認が十分に行えない等の支障が生じた。

この震災の経験から、これまでの迅速かつ安全に帰宅させるための取り組みだけでは、帰宅困難者対策に十分対応できないことが明らかとなり、改めて「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則の重要性が認識された。

<東日本大震災時の状況>

○帰宅困難者発生数(内閣府推計) 首都圏 約515万人
(内訳)

- ・ 東京都 約352万人
- ・ 神奈川県 約67万人
- ・ 千葉県 約52万人
- ・ 埼玉県 約33万人
- ・ 茨城県南部 約10万人

○公共施設等の受入数(東京都発表)
合計1,030 施設 (94,001人)

3 実施要領見直しまでの経緯

- 愛知県は、平成26年5月に、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」結果を公表し、「愛知県地域防災計画」の修正を行うとともに、防災力向上に向けて、東日本大震災の教訓を踏まえた県の地震対策の行動計画である「第3次あいち地震対策アクションプラン」を平成26年12月に策定した。
- 愛知県は、これらの見直しの議論と並行して、「自助」「共助」「公助」の考え方にに基づき、平成25年8月に近隣県、市町村、鉄道事業者、まちづくり団体などの参加協力を得て組織する「愛知県帰宅困難者等支援対策検討委員会」を設置し、平成16年3月に策定した「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」の見直しを行うこととした。
- この検討委員会では、現行要領におけるキーワードである「帰宅困難者を

いかに減少させるか」に基づく対策を実施する前に、その前提となる安全の確保を図るため、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を盛り込み、「愛知県帰宅困難者等支援対策実施要領」を改正する。

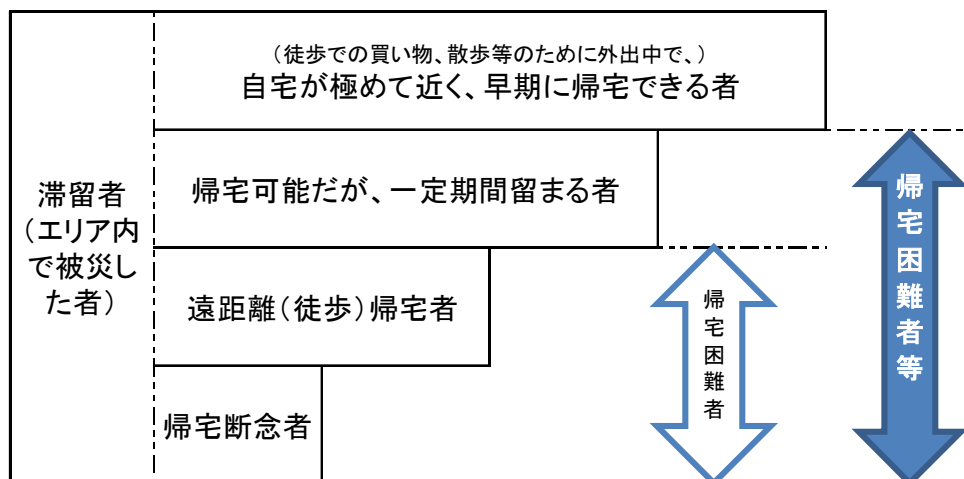
<「過去地震最大モデル」における帰宅困難者数>

(「平成23年度～25年度愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」報告書)

【平日12時に地震が発生したと想定した場合】

- 県内滞留者数:約3,226,000人
(うち、職場等所属先のある者:約2,457,000人
私用等での外出中の者:約770,000人)
- 帰宅困難者数:約858,000人～約930,000人
(うち 名古屋市:約431,000人～約483,000人)

※端数処理のため、合計が数値の和に一致しない。



滞留者と帰宅困難者(イメージ)

第3 大規模地震に遭遇したら「むやみに移動(帰宅)を開始しない」

外出先で大規模地震に遭遇したら？

安全な場所へ避難した後は、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ようにすることが重要となる。

情報のない中で人々が一斉に帰宅しようとする、様々な危険が想定される。

公共交通機関が運行を停止している状態で、“とりあえず駅へ”と人が集まれば、鉄道駅構内や駅周辺道路に人があふれ、余震による周辺建物からの落下物を避けたり、火災からの避難行動が思うようにとれないなど、怪我や、命を落とす可能性も危惧されるほか、救助活動や鉄道の復旧作業を妨げることも想定される。

また、車で一斉に帰宅しようとし、道路渋滞が起きれば、救急車や消防自動車などの緊急自動車の通行を妨げ、助かる命をも危険にさらすことにもなりかねない。

大規模地震に遭遇した場合は、まずは自分自身の身の安全を確保した後、帰宅を開始する前に必ず帰宅経路の情報を収集し、危険箇所を避け、なるべく安全な経路を選択するようにする。

「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことは、自分自身だけでなく、周囲の人の安全確保にもつながる。

「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことが大切な理由

- 1 自身の安全確保を最優先とすることが重要
- 2 余震による落下物や火災等による二次被害を避ける
- 3 人の集中による道路渋滞や混乱の発生を防止し、救命・救急活動の妨げとならないよう努める

1 対策のポイント

(1)「むやみに移動(帰宅)を開始しない」ことを基本原則とする

- むやみに移動(帰宅)を開始せず、最寄りの安全な場所に退避し、身の安全を確保する

大規模地震に遭遇したら、すぐに帰宅行動を開始せず、まずは最寄りの避難場所や耐震性の高い建物、余震によるビルからの落下物等を避けることができる開けた場所等、安全な場所に退避し、身の安全を確保する。

○ 家族等の安否確認

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行を停止すると、直接の被害がなくても、運行再開までには設備点検等に多くの時間を要することが見込まれる。

むやみに移動（帰宅）を開始することは、自身の身を危険にさらすことにもなることから、状況に応じ、一時的に安全な場所に留まることも検討する。

なお、落ち着いて留まるには家族の安否が確認できていること、また、職場と連絡が取れていること等が必要となるので、あらかじめ安否確認方法について取り決めておく必要がある。

災害時は電話回線が輻輳し、つながりにくくなることが想定されるため、救助要請のための電話に回線を譲る気持ちで、音声通話による安否確認は控えることとし、災害時に通信事業者が提供する災害用伝言板等のサービスを活用するよう努める。

○ 事業所等での一時待機

従業員や児童・生徒等を一時的に事業所や学校内の安全な場所に待機させ、帰宅経路の安全確認の後、計画的な時差帰宅を行う。

待機場所を示すことで、市街地での人の集中による混乱発生を防ぐとともに、従業員や児童・生徒等の安全確保を図る。

(2) 外出先で一時的に滞留することとなった人のための一時滞在施設を確保する

災害の発生時刻・エリアによっては、多数の帰宅困難者等の発生が想定されるため、待機する場所を必要とする帰宅困難者等や地域住民等の避難者すべてを既存の避難所に受入れることは困難となることが予想される。

このため、帰宅困難者等が帰宅を開始するまでの間、一時的に滞在するための受入施設の確保が必要となる。受入施設は、公共施設だけで十分とはいえないため、各地域で民間施設にも協力を依頼する等により、確保に努める。

(3) 被害状況や経路の安全情報等、帰宅困難者等が帰宅開始時期を判断するために必要な災害情報の提供に努める

行政機関は、被害の状況や道路の通行状況等の、また公共交通機関は、復旧状況や運行再開の目途等の帰宅開始時期の判断に必要な災害情報の提供に努める。

情報の提供方法を平常時から周知し、事前の備えとして、各個人が災害時に情報を得る手段を確保するよう啓発していく。

(4) 地震発生直後の混乱が収束し、情報収集により経路の安全を確認した後に帰宅を開始するよう呼びかけるとともに、徒歩帰宅者への支援対策を推進する

事業所や学校、一時滞在施設等に留まった帰宅困難者等は、帰宅経路の被害情報や災害関連情報等により、混乱が収束したこと、安全に帰宅できることを確認した後、帰宅を開始する。

帰宅困難者が長距離を徒歩で帰宅することとなった場合、随時の情報提供やトイレの確保等、徒歩帰宅者への円滑な帰宅支援として、「徒歩帰宅支援ステーション」を設置する。

また、自宅までが遠く、長距離の移動を要することや負傷している等の理由により、徒歩による帰宅が困難な旅行者及び要配慮者等に対しては、代替輸送手段の確保等の検討も必要である。

<徒歩帰宅支援ステーション>



県と協定を締結した民間事業者等の店舗では、災害時に徒歩で帰宅しようとする際、

- ①水道水
- ②トイレ
- ③店舗が知りえた災害情報の提供の支援が受けられる。

店舗入り口に掲示された「徒歩帰宅支援ステーション」ステッカーが目印。

2 対策の留意点

(1) 要配慮者等の視点からの対策

災害対策は、被災者の視点に立った対策が重要で、とりわけ、要配慮者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人等）や女性、傷病人などに対しては、きめ細かい配慮が必要とされる。帰宅困難者対策についても同様であり、特に、駅や大規模集客施設での利用者保護、一時滞在施設の運営、市街地・駅前等の滞留者対策における情報提供や誘導、代替輸送における優先順位などにおいても配慮が必要である。

(2) 東海4県3市や国と連携した広域的な視点からの対策

名古屋市を始めとする都市部地域では、県境を越え、通勤や通学する人が多く、また、経済活動が活発に行われていることから、帰宅困難者対策についても、人の往来が活発な東海4県3市（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、名古屋市、浜松市、静岡市）など、広域的に取り組む必要がある。特に、地域防災計画による一斉帰宅抑制の周知などの普及啓発活動、バス等による代替輸送などの帰宅支援において広域の連携が重要となる。

また、南海トラフ地震のような大規模地震時の帰宅困難者対策として、災害時にも強い電気通信基盤の整備、一時滞在施設の確保のための法的整備や財政・税制支援、バス等による代替輸送に関する体制づくり等、国に対しても取り組みの強化を求めていく必要がある。

(3) エリア防災の視点からの対策

帰宅困難者対策は、国、東海4県3市等の広域的な視点から取り組む必要がある対策のほか、市街地・駅前等の滞留者対策など、一定のエリア内の関係機関が連携して取り組むべき対策もある。

県は、市町村や駅周辺エリア等の地域の団体などが取り組む一時滞在施設の協定締結や駅周辺のエリア等における滞留者対策協議会の設立、訓練の実施などを地域と連携し、その取り組みを支援していく。また、各地域の先進的な取り組みについて情報共有していく仕組みづくりを進めることも必要である。

第4 事前の備え

南海トラフ地震のような大規模地震発生時には、発災の時間帯やエリアにより、多くの帰宅困難者等の発生が想定され、待機する場所を必要とする帰宅困難者等のすべてを避難所で受け入れることは困難である。

このため、帰宅経路の安全が確認されるまでの間は、各事業者において、従業員を一部社内に留めてもらう等により、滞在先確保が必要な人数の縮減を図るほか、駅周辺地域等での混乱による二次被害の発生を防ぐために、**住民一人ひとりが「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の重要性を認識し、自助の取り組みを進めること、また、地域全体の安全確保を目的とする共助の取り組みを推進すること等、社会全体で帰宅困難者対策に取り組む必要がある。**

災害時にあわてず、皆が落ち着いて行動できるよう、事前の備えと心構えが大切である。

取り組みの視点

① 自助の視点

住民や事業者等が、災害時に「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則を理解し、平時より、安否確認手段について取り決めておくことや、帰宅経路の確認、非常食や歩きやすい靴など徒歩帰宅の際に必要な物資を平素から準備しておくことが重要である。

② 共助の視点

帰宅困難者等であっても、活動に支障のない者は待機している間、要配慮者の介助、地域の防災活動を支援するなどの行動が期待される。

また、事業者においては、安全が確認されるまでの間における従業員の事業所内待機の徹底に加え、身を寄せる先のない帰宅困難者等の受入れ協力を行うことが求められる。

③ 公助の視点

平時から、県及び市町村は、住民や事業者等に対する普及啓発や必要な支援策を講じるなど、自助・共助の取り組みを支援していく。また、災害時の情報提供、要配慮者の視点にも配慮した帰宅支援などの必要な体制整備を行っていく。

1 個人(自助の取り組み)

- 職場や学校等に水・食料等を個人で備蓄する
自治体や所属組織による備蓄分では不足することも想定し、個人での備蓄を進める。
- 自宅まで徒歩で帰宅することを想定し、地図、歩きやすい靴、携帯食料、ヘルメット、マスク、携帯電話の充電器等の防災グッズを職場等に準備する
帰宅途上に個人で使用する、安全な帰宅に必要な物資を職場や学校等、外出先で私物を常備できる場所へ保管しておく。
- 家族・職場との安否確認方法を事前に取り決める
安否確認方法や家族の集合場所を事前に決めておくほか、携帯電話の災害用伝言板など、安否確認手段の利用方法をあらかじめ確認しておく。
- 外出先で災害情報を得るための機器(携帯電話、携帯ラジオ等)を常に携帯するとともに、活用方法を確認しておく
外出先で安心して待機するためには、特に、家族の安否が確認でき、帰宅の可否を判断できる情報を入手できる環境が必要なことから、そのための事前の備えを行っておくことが重要である。

<自助(個人)としての備え>

☆普段から持ち歩くと良いもの(例)

飲料水(500ml程度)、常備薬、連絡先メモ、携帯ラジオ、身分証明書(コピー可)、携帯の予備バッテリー又は手動充電器、救急用品(止血布・大判ハンカチ・消毒薬・救急絆創膏)、携帯食料(飴、チョコレート等)、ホイッスル・防犯ブザー、懐中電灯(ミニライト)、筆記具、現金(公衆電話を利用するための少額硬貨含む)、マスク、ゴーグル、雨具(折りたたみ傘・レインポンチョ等)、ポリ袋、携帯トイレ、帰宅経路の地図、防寒用アルミシート

☆職場・学校等に備えておくの良いもの(例)

飲料水(2~3日分)、非常食(2~3日分)、履きなれた靴(スニーカー等)、寝袋・携帯カイロ、手袋(軍手)、着替え、タオル、防寒着

2 各事業者(自助の取り組み)

○ 事業所の耐震化を推進する

本県は揺れによる建物倒壊で多くの被害が発生することが予想されており、従業員の安全確保は、事業の継続性を高める上で重要課題となる。

また、従業員及び帰宅困難者等の一時滞在施設としての役割や、一時滞在のための備蓄物資の保管施設ともなることから、耐震化の推進は重要となる。

○ オフィス内の什器(家具等)の転倒防止等の地震対策を推進する

事業所の耐震化とともに、オフィス内の家具転倒防止や工場の設備の固定、棚からの保管物落下防止等の対策は、命を守る備えとして、また、事業所内で一時待機のほか、早期の事業再開のためにも必要な備えである。

○ 従業員(正規・非正規とも)用の水・食料等の備蓄を推進する

従業員を事業所内に一時待機させる場合や、徒歩帰宅途中に消費する水・食料等の備蓄を進める。

○ 従業員の安否や出勤可否の確認方法について検討しておく

災害時に従業員が安心して事業所内に一時待機するための備えとして、従業員とその家族の安否情報の確認方法を取り決めておく。また、出勤可否、取引先の被害状況等の状況把握をあわせて行うことで、事業の継続性を高めることにもつながる。

○ 事業所内での一時待機、時差帰宅に関する計画を作成しておく

従業員の安全確保のため、事業所内で一時待機の必要性を共通理解とし、時差帰宅の手順や経路、連絡手段等についての計画を作成するよう努める。

※取り組みについてはそれぞれBCP(事業継続計画書)との整合性を図る。

<災害用伝言板・災害用伝言ダイヤル 登録方法>

災害用伝言ダイヤル171		携帯電話 災害用伝言板	
伝言の録音方法 171▶1▶(000)0000-0000▶ ガイダンスが流れます	伝言を入れる (30秒以内)	各社のトップメニューから「災害用伝言板」を見る	
伝言の再生方法 171▶2▶(000)0000-0000▶ ガイダンスが流れます	伝言を聞く (30秒以内)	伝言の登録方法 「登録」を選択	伝言の確認方法 「確認」を選択
災害用 broadband 伝言板 web171 https://www.web171.jp		伝言を入力する (最大100文字まで)	被災地の方の携帯電話番号を入力して伝言を見る

3 学校等(自助の取り組み)

- 児童・生徒・学生のほか、教職員用の水・食料等の備蓄を推進する
学校等の設置者による備蓄を進めるほか、学生等や教職員自身による備蓄についても啓発する等により、量の確保に努める。
- 児童・生徒・学生等、保護者、学校間で安否確認の方法を取り決めておく
帰宅を開始するまでの間、落ち着いて学生等が一時待機し、被害情報等の確認ができるよう、あらかじめ関係者の安否確認の方法を取り決めておく。
- 学校内での一時待機と帰宅計画、帰宅開始等の連絡方法等を取り決めておく
学生等・保護者と学校間で一時待機のルールや災害時の帰宅経路、帰宅方法等、想定される行動について申し合わせをしておく。
- 施設の耐震化を推進する
児童・生徒・学生の身の安全を確保し、必要に応じて一時待機できるよう、施設の耐震化や什器（家具等）の転倒防止に努める。

4 施設管理者等(自助、共助の取り組み)

- 施設の耐震化を推進する
地震による揺れから施設の内外にいる人の命を守り、また、来客が別の受入施設や自宅へ移動を開始するまでの間の安全を図るため、施設の耐震化や什器（家具等）の転倒防止に努める。
- 自治体等との連携により一時滞在施設等の情報を把握する
一時滞在施設の開設状況や、一時滞在者の救援物資等の支援ニーズ把握、災害情報の提供等、情報の相互共有ができる体制づくりに努める。
- 施設への来訪者の避難誘導計画の作成と、災害情報の提供方法を検討する
施設への来訪者や従業員の避難誘導計画や近隣の避難施設に関する情報提供の方法について、あらかじめ計画を定めておくよう努める。

5 地域(共助の取り組み)

○ エリアとして帰宅困難者対策に取り組む

主要駅周辺等の昼間人口が多い地域では、他地域からの来訪者等、多数の帰宅困難者等が発生する可能性がある。

個々の施設、事業者での対応では限界があることから、駅、大規模集客施設、河川、道路等の状況により、一定のエリアを一つの単位として捉え、エリア全体で一時滞在施設や備蓄物資の確保等の帰宅困難者対策に取り組むことも検討する。

○ 近隣事業者間で、従業員が施設内で待機する場所の相互提供等の支援体制を構築する

地域で隣接する事業者等において、自社の従業員を施設内に留めておくことに支障が生じた場合等に相互支援が可能となるような、顔の見えるネットワーク作りが求められる。

○ 災害用の備蓄状況について、地域での情報を共有する

地域内で相互支援のネットワークを形成し、情報を共有することで、備蓄品の過不足を補い合う等の協力体制をとることができる。

○ 大規模集客施設における利用者の安全確保に関する相互協力体制を構築する

公共交通機関の運行停止により一時待機を余儀なくされた来館者等について、当該施設での受け入れ可能な人数を上回るような場合は、周辺施設が分散受け入れを行う相互協力体制を構築することが望ましい。

○ 災害情報の収集・提供により観光客等の安全確保に努める

観光地や大規模集客施設などで遠方からの来訪者が多い施設にあっては、施設管理者等は適切な避難・退避行動を促すため、避難誘導標識の設置など、土地勘のない人にも配慮した災害情報の提供に努める。

○ 帰宅困難者等にボランティアとしての協力を依頼する

一時滞在施設の運営等について、受入れた帰宅困難者等にもボランティア活動として支援をお願いする等、運営要員の確保に努め、地域全体で安全を確保する。

6 行政(公助の取り組み)

- 「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という基本原則についての周知・広報する

社会全体で帰宅困難者等が一斉に帰宅しようとすることで生じる混乱の抑制に取り組むため、その必要性について共通認識を育てる。

啓発パンフレット等の配布やホームページのほか、職員による講演活動や各種イベントでの啓発活動を通じて、広く周知・広報を実施する。

- 事業者に対し、従業員(正規・非正規とも)用の水・食料等の備蓄を啓発する
従業員の一斉帰宅を抑制するため、従業員用に事業所で一時待機するための物資備蓄の促進や時差帰宅させる計画の事前作成等について、各事業者に協力を依頼する。

- 一時滞在施設を確保する

避難所の収容人数に余裕が無い地域では、買い物客、旅行者、目的地までの移動途中や出張中の者等、近くに身を寄せるあてのない帰宅困難者等が、遠距離にある自宅への帰宅を開始するまで、一時的な滞在場所として利用する施設を民間事業者にも協力を依頼する等により、地域全体で確保する。

- 被災者用(帰宅困難者等を含む)の水・食料等の備蓄を推進する

行政において、災害時に被災者へ提供する水・食料等の備蓄物資の確保と速やかな給付体制づくりに努めるとともに、自助・共助としての備蓄促進に関する啓発活動を進める。

- 災害情報の効果的な提供方法の検討および方法を周知する

災害発生の予兆が観測された場合は、帰宅困難者とならないような行動を促す情報を、また、突発的な災害では、安全な帰宅のための災害情報を提供する。

特に災害時は、通信回線の途絶の可能性もあり、様々な提供手段の確保が望ましい。

また、住民に対して情報の必要性と、情報を入手できる手段の確保に関する事前の備えについて、あわせて啓発を行う必要がある。

- 帰宅困難者等に関する情報の収集体制を構築する

物資の支給や代替輸送手段の検討に役立てるため、滞留地域別の帰宅困難者数や、帰宅先に関する情報収集体制について、地域(特に、帰宅困難者等の集中が危惧される主要駅周辺地域)で活動する地域組織との連携も含めた検討を行う。

○ 帰宅困難者等の避難誘導訓練を実施する

発災直後の避難者誘導は地域の協力が不可欠であることから、一時滞在施設の開設・受入訓練や多数の帰宅困難者等の発生が危惧される地域での避難誘導訓練を実施する。

○ 徒歩帰宅者支援の環境を整備する

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行うほか、県が指定する「基幹的徒歩帰宅支援ルート」と、市町村がこれに接続する「徒歩帰宅支援ルート」を指定し、マップ等により周知を図るほか、徒歩帰宅支援ステーションの拡充に努める。

○ 近隣市町村との連携体制を構築する

帰宅経路の安全が確認出来次第、順次帰宅を開始することとなる。

帰宅の見通しが立たず、帰宅手段が確保されるまでの間、滞在できる場所への誘導が必要となる帰宅困難者等が多数発生し、滞在地域の一時滞在施設や避難所等での受入が困難と想定される地域にあっては、市町村域にこだわらず柔軟な帰宅困難者等の受入れについても検討していく必要がある。

<施設内一時待機等のための備蓄の確保について>

帰宅を開始するまでの間の一時待機中や帰宅途上に必要となる水や食料等、1～3日間分を目安に備蓄を行う。

<備蓄の例>

- ・水 1人あたり3リットル/日×3日=9リットル
- ・食料 1人あたり3食/日×3日=9食
- ・毛布 1人あたり1枚

備蓄については、行政による公的備蓄や、事業者・学校等のほか、個人での備蓄も促進することにより確保に努める。

なお、被害の状況によっては、3日以上待機が必要となる場合も考えられるため、震災の影響の長期化に備え、3日以上備蓄についても検討することが望ましい。

第5 発災時の対応

外出先で地震に遭遇した場合は、落下物を避け、最寄りの避難場所等の広場や、耐震性の高い建物の中等、身の安全が確保できる場所まで退避する。

情報のない状態で、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ように心がけ、災害用伝言板サービスを利用した家族等の安否確認や、災害情報の収集に努め、帰宅開始に備える。

帰宅開始の判断は、地域特性についても考慮するとともに、人命救助において生存率が高いとされている**発災から概ね 72 時間は、応急対策や、救助・救命活動を帰宅行動に優先させる。**

1 帰宅経路の安全確認と帰宅開始の判断

<徒歩による帰宅者の場合>

(1) 自宅までの距離が短い者は、経路の安全が確認でき次第、帰宅を開始する。

《判断目安》

- 1) 帰宅距離が概ね 10Km 以下であること
- 2) 情報収集により帰宅ルート of 状況確認ができていること
- 3) 帰宅途上に混乱が想定されないこと
- 4) 移動が日中で完了する見込みであること
- 5) 体調に問題がないこと

(2) 自宅までの距離が中～長距離の者等、すぐに帰宅を開始できない者は、勤務先等が安全に留まることができる場合には、勤務先等において留まり、安全に留まることが困難な場合には、周辺の一時滞在施設等の安全が確保できる施設に一時的に留まり、情報収集を随時行いながら帰宅開始に備える。

※情報収集先の例：テレビ、ラジオ、行政・鉄道事業者等のホームページ、SNS、防災無線による広報等

<自家用車による帰宅者の場合>

自家用車を利用して帰宅しようとする場合は、移動を開始する前に道路の交通情報の収集に努めるほか、渋滞を引き起こさない配慮が必要となる。

特に発災初期は、救急車や消防自動車などの緊急自動車に道を譲り、救助・救急活動の妨げとならないような配慮が求められることから、状況に応じて、帰宅開始までの間は、最寄りの避難場所や安全な場所で停車させた車内で待機する。

なお、自家用車を利用して家族を迎えに行く事は、交通渋滞の原因となるため、時差帰宅の取り組みの観点から、特段の事情がある場合を除き、控える。

2 一時滞在施設の開設

多数の帰宅困難者等による混乱を防止し、帰宅困難者等及び地域の安全を確保するため、帰宅困難者等の避難誘導や、公共施設や民間施設を活用した一時滞在施設を確保しておく必要がある。

地域の避難所に帰宅困難者等を受け入れることとなった場合、帰宅困難者等の滞在は短期間（1～3 日程度）となることが想定されるため、地域住民の避難者との棲み分けにも配慮する。

昼間人口が多い地域では、住民が避難する避難所とは別に帰宅困難者等が一時的に滞在する施設を設けることにより、避難所で混乱を生じさせないように配慮する。

市町村は一時滞在施設の管理者と、必要に応じて協定を結ぶ等により、災害時の情報共有や物資等の支援体制についてあらかじめ整備しておき、円滑な帰宅困難者対策の実施に努める。

帰宅困難者等に一時滞在施設の運営や避難誘導に協力を依頼することも検討する。

3 徒歩帰宅支援ステーションの活用

徒歩による帰宅を開始した人への支援として、「徒歩帰宅支援ステーション」を設ける。

「徒歩帰宅支援ステーション」は、県と「災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定」を締結した事業者の店舗等で、水道水、トイレや各店舗で把握している範囲の災害情報の提供を受けることができる。

《参考》名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画

都市再生特別措置法に基づき、官民連携により構成される都市再生緊急整備協議会において作成する、大規模地震時の滞業者等の安全確保に関する計画である。

大規模地震が発生した際、多数の帰宅困難者等により混乱が懸念される名古屋駅周辺地区を対象とした「名古屋駅周辺地区都市再生安全確保計画」の第 1 次計画が平成 26 年 2 月に策定された。

内容は、滞業者等の安全確保に関する基本方針や、安全確保のための施設（備蓄倉庫等）の整備・管理のほか、滞業者の誘導や情報提供について等となっている。

第6 地域特性に応じた帰宅

外出先で地震が発生し、建物の倒壊や津波による浸水被害等から避難でき、自身の安全確保が完了した後の自宅への移動方法については、地域特性に応じた選択をすることにより、二次災害の発生を抑制できる。

帰宅開始の判断は、帰宅経路の安全情報のほか、帰宅しようとする者の集中による混乱の抑制や、交通渋滞による救助活動の妨げとならないような、災害時に滞在している地域の特色に配慮することが求められる。

1 ターミナル駅等周辺地区

公共交通機関の乗換駅や中心市街地等、昼間人口が多く、災害発生の時間帯によっては多数の帰宅困難者等が発生する可能性がある地域では、勤務先等の滞在できる施設の安全が確認できた場合は、その場に一時待機し、周辺地域に人の集中による混乱のないこと等、帰宅経路の安全が確認できた者から、順次帰宅を開始する。

事業者にとっては、自宅の近さや事業継続の観点から業務の分類を勘案した従業員の帰宅計画の作成や一時待機のための物資の備蓄に努める。

2 自家用自動車の利用が多い地域

従業員の多くが自家用自動車通勤しているような地域では、従業員が一斉に帰宅を開始しようとした場合、交通渋滞が発生し、これによる二次災害の危険や救助活動の妨げとなるなど、新たな問題が生じる可能性がある。

事業者においては、帰宅経路の安全が確認された後、時差帰宅や自家用車の乗り合いによる帰宅等により、円滑、かつ計画的な帰宅を実施する。

3 津波に関する危険について

帰宅経路に津波の浸水想定域（※）を含む場合は、事前の備えとして、浸水想定域を避けた経路をあらかじめ確認し、地図等を準備しておく。

やむを得ず浸水想定域を通過する場合は、津波警報の解除を確認しておくのはもちろんのこと、余震等の発生時にすぐに避難できる高い建物がある経路を選択し、移動中も最新の情報を入手するよう努める。

被害の状況によっては、自宅のある地域がまとまって遠隔地へ避難を行うことも考えられるため、浸水被害の予想される地域へ帰宅する者は、安全な場所で情報収集に努め、状況が安定するまで様子を見ることも必要である。

※ 浸水想定域：参考資料「付録3 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（一部抜粋）」

4 帰宅経路の選択について

帰宅経路の選択にあっては、前項の津波浸水想定域のほか、コンビナート等の危険物貯蔵施設も避けるよう努める。

ゼロメートル地帯を中心にした地域では、津波が収まった後も、潮位の影響で浸水が継続した場合は、長期に渡り湛水することも想定される。

また、余震による津波の発生や建物の倒壊、落下物等の危険や火災の発生も懸念されることから、移動（帰宅）を開始する前に、帰宅経路上の避難場所を確認しておくほか、移動中も災害情報の収集を心がけることが安全を確保する上で必要となる。

第7 突発地震発生及び東海地震注意情報発表・警戒宣言発令時

の情報発信と留意事項

情報を把握し、的確な行動を行うことが、帰宅困難者を減少させるほか、怪我等の被害を抑制し、本人のみならず、地域の安全向上につながることから、関係機関においては、刻々と変化する状況をできるだけ速やか且つ正確に伝える努力が求められる。

また、情報の受け手側も、平常時から必要な情報の収集先について把握しておくとともに、外出先時に情報収集手段を携帯しておく等の事前の備えが必要である。

<突発地震発生時>

県災害対策本部は、気象台が発表する情報や、市町村・ライフライン関係機関等の被災状況、復旧見込み等について情報収集し、関係機関と共有を図るとともに、市町村を通じ、住民や帰宅困難者等へ伝達する。

また、報道関係機関へ災害情報を提供し、テレビやラジオを通じた広報を行うほか、県ホームページへの情報掲載や、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した情報発信を行う。

このほか、デジタルサイネージ（屋外電子看板）の活用等、新たな情報インフラを利用した伝達手段についても適宜取り入れる等により、幅広い情報発信に努める。

市町村災害対策本部は、収集した地域の被災状況や県を通じて得た気象情報、ライフライン関係機関等の情報等について、地域住民に防災行政無線やインターネット等を用いて周知する。

帰宅困難者等は、身の安全を確保した後は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」ようにし、災害情報を収集し帰宅開始に備える。

<東海地震注意情報発表時>

東海地震注意情報は、観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に気象庁から発表される。

東海地震注意情報が発表されたら、不要不急の外出は避け、また、外出中の者は早めに帰宅するなどの行動が求められる。

＜東海地震警戒宣言発令時＞

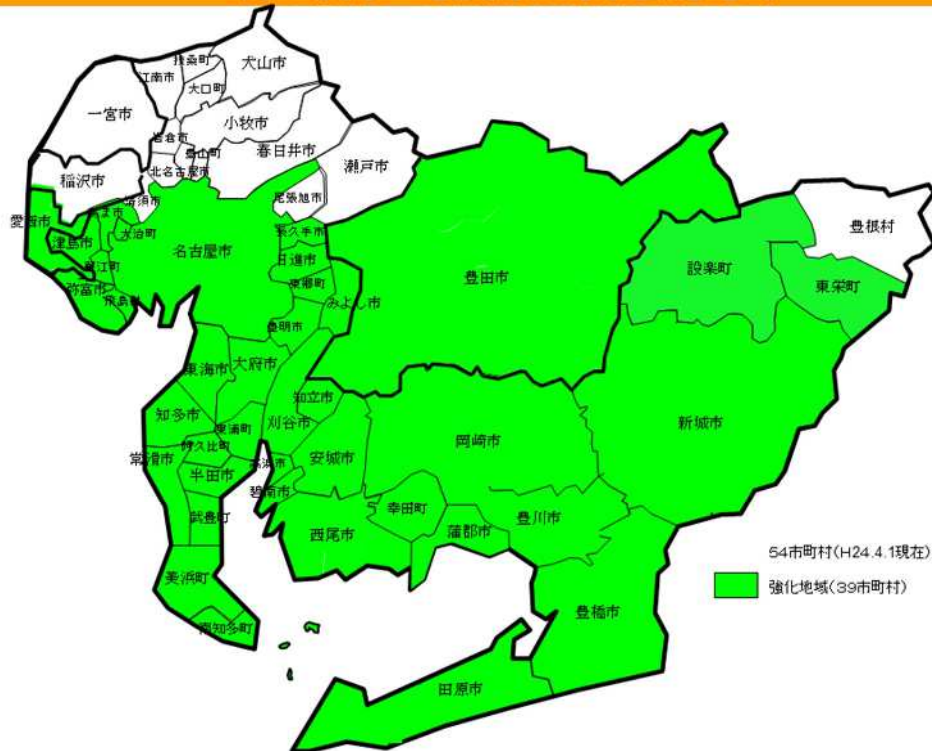
東海地震が発生する恐れがあると認められるとき、内閣総理大臣の「警戒宣言」発令に伴い、気象庁は東海地震予知情報を発表する。

鉄道は、強化地域内では最寄りの安全な駅に停車、強化地域周辺地域では在来線の一部は徐行運転することとなっている。

耐震性の高い建物や、落下物の危険が無く、一時待機できる場所へ移動し、身の安全を確保する。

帰宅困難者等は、帰宅開始時期の検討にあつては、鉄道の運行状況や行政機関、気象庁からの発表情報に注意する。

愛知県内の地震防災対策強化地域



東海地震が発生した場合に大きな被害が生じる恐れがある地域として、「大規模地震対策特別措置法」に基づき、県内の39市町村が地震防災対策強化地域に指定されている。

気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

東海地震に関連する情報発表

気象庁による24時間観測体制のもとで異常値が発見されると、次のように情報が提供されます。

東海地震 予知情報 (カラーレベル/赤)

東海地震が発生するおそれがあると認められ、**「警戒宣言」**が発せられた場合に発表されます。

「警戒宣言」が発せられると

- 地震災害警戒本部が設置されます。
 - 津波やがけ崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます。
- 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒し、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動してください。

東海地震 注意情報 (カラーレベル/黄)

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表されます。

東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます。

- 必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます。
 - 救助部隊、救急部隊、消防部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。
- 住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動してください。



東海地震に 関連する 調査情報 (カラーレベル/青)

臨時

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況が発表されます。

- 防災対応は特にありません。
 - 国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます。
- テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常どおりお過ごしください。

定例

毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表

- 防災対応は特にありません。
- 日ごろから、東海地震への備えをしておきましょう。

注意! 予知ができない場合も…
前兆現象が小さくて観測できない場合や前兆現象から地震発生までが急激に進行し、時間的に余裕がない場合なども想定されます。これらの場合、注意情報や予知情報が発表されないまま地震が発生することもあるので、日ごろからの防災対策が重要です。



各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなると判断された場合は、その旨が各情報で発表されます。

愛知県発行「防災・減災お役立ちガイド 地震編」より

第8 訓練の実施

帰宅困難者対策として、速やかに身の安全を図り、また、状況に応じた行動をとることができるよう、安全な場所への退避、災害情報の収集・提供、一時滞在施設の開設等についての訓練を実施することにより、災害時の混乱防止に努めることが求められる。

訓練を通じ、「むやみに移動(帰宅)を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則の周知・徹底を図る。

○訓練を実施する

目的、実施場所、参加者等に応じて訓練を企画し、実施する。

△避難誘導訓練

駅の利用者や買い物客等の外来者、事業所・集客施設への来客等について、安全な場所までの誘導と、避難先で家族の安否情報の確認を行う訓練。

△災害情報の提供訓練

地震の規模、被災エリア、被害の状況、公共交通機関の運行状況、道路の被害情報等、安全な待機場所への避難や帰宅開始の判断に役立つ情報の提供と帰宅困難者等の情報収集訓練。

△帰宅支援と徒歩帰宅訓練

外出先から自宅まで、水やトイレの利用等の支援を受けながら、実際に徒歩で帰宅する訓練。

△一時滞在施設の開設訓練

一時滞在施設として自施設の一部を開放し、外来者を受け入れる一時滞在施設としての運用訓練。

第9 用語の定義

避難

大規模災害時に、身に迫った危険を避けるため、安全な場所に移動すること。

退避

大規模災害時に、安全が確認されるまでの間、一時的に安全な場所に移動すること。

避難場所

住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて市町村が確保する公園、グラウンド、公共空地等。広域避難場所のほか、広域避難場所への中継地点として一時的に集合する場所としての一時避難場所がある。

時差帰宅

一斉に移動（帰宅）を開始することで予想される人の集中と混乱の発生を防止するため、時間差をつけて移動（帰宅）すること。

帰宅困難者

外出先で災害に遭遇した者で、自宅までの距離や体調、体力的な問題のほか、帰宅経路が確保できない等の理由により、帰宅を断念した者。また、長距離を徒歩で帰宅するため支援を必要とする者。

※愛知県が実施した被害予測調査において帰宅困難者数の算出に用いた「帰宅困難者」の定義とは異なる。

滞留者

地域住民以外の滞在者・来訪者。

滞在者

通勤・通学を目的にその地域に滞在するもの。

来訪者

地域住民・滞在者以外でその地域に滞在するもの。

災害用伝言板

災害時に通信事業者が提供するサービスで、電話回線の輻輳に対応し、安否情報等のメッセージを電話から登録・確認できるシステム。

一時滞在施設

帰宅を開始するまでの間、帰宅困難者等が一時的に滞在する施設。

地震防災対策強化地域

大規模地震対策特別措置法第 3 条の規定により内閣総理大臣が指定する、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地域内において、大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域。

大規模地震対策特別措置法

大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定める法律。

エリア防災

大規模な駅周辺やオフィス街等、人口や都市機能が集積した地域全体を対象として、エリア全体の視点から総合的に行う防災対策。

徒歩帰宅支援ステーション

愛知県との協定に基づき、災害時に徒歩で帰宅する者へ、水道水、トイレ、知りえた災害情報の提供等の支援を行う民間事業者等の店舗。
協力店舗は目印に「徒歩帰宅支援ステーション」ステッカーを掲示している。

大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和61年	5月30日	消防救第61号
改正	平成4年	3月23日	消防救第39号
改正	平成5年	3月26日	消防救第36号
改正	平成5年	5月14日	消防救第66号
改正	平成6年	4月1日	消防救第45号
改正	平成7年	6月12日	消防救第83号
改正	平成8年	6月28日	消防救第127号
改正	平成8年	11月7日	消防救第244号
改正	平成9年	3月19日	消防救第67号
改正	平成10年	3月31日	消防救第47号
改正	平成11年	3月26日	消防救第68号
改正	平成12年	7月26日	消防救第202号
改正	平成12年	12月25日	消防救第316号
改正	平成21年	3月23日	消防広第97号
改正	令和2年	7月17日	消防広第190号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防

機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、へりに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びへりに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がへりを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。
- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があつた場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道

府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項（第4号を除く。）を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続による要請をしないとまのなないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続をしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市

町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。
要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認められたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。
- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出しておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届け出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村(都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。)の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出しておくものとする。
なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。
ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具(以下「救助器具」という。)の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ㉑ 保有ヘリの性能及び活動能力
- ㉒ 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ㉓ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち㉑及び㉓を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担

広域航空消防応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号)第5条各号に掲げる経費は、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村等が負担するものとする。

(3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

	平成 16 年 3 月 26 日	消防震第 19 号
改正	平成 17 年 3 月 30 日	消防震第 14 号
改正	平成 18 年 2 月 14 日	消防応第 15 号
改正	平成 18 年 6 月 22 日	消防応第 94 号
改正	平成 20 年 7 月 2 日	消防応第 109 号
改正	平成 20 年 8 月 27 日	消防応第 152 号
改正	平成 24 年 11 月 28 日	消防広第 95 号
改正	平成 26 年 3 月 26 日	消防広第 75 号
改正	平成 27 年 3 月 31 日	消防広第 74 号
改正	平成 28 年 3 月 30 日	消防広第 80 号
改正	平成 29 年 3 月 28 日	消防広第 93 号
改正	平成 31 年 3 月 8 日	消防広第 35 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消防広第 190 号
改正	令和 3 年 3 月 22 日	消防広第 89 号
改正	令和 4 年 6 月 24 日	消防広第 211 号

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 編成及び装備等の基準
- 第 3 章 出動
- 第 4 章 指揮活動
- 第 5 章 防災関係機関との連携
- 第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画
- 第 7 章 その他

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要綱は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成 15 年政令第 379 号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成 16 年消防震第 9 号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 編成及び装備等の基準

(都道府県大隊の編成)

第3条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消

防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 39 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「(第〇) 中隊」、「(〇〇消防本部) 中隊」、「(消火) 中隊」等と呼称する。
なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「(〇〇) 小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及びN 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第 5 条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。
- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と

呼称する。

(5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊（大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの）、消火中隊（化学消防ポンプ自動車を備えたもの）を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。

(3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。

(3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

(1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。

(2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊（津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの）、特殊装備小隊（重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの）、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。

(3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための特別な教育訓練を受けた隊員5人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害及びB災害又はN災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C災害及びB災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員2人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第10条 基本計画第2章第4節9に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等5人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶

を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1キロメートル以上の離れた場所に毎分3,000リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関と

の活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。
- (3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。
- (4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。
- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第14条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送によ

り出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね 1 時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関する事。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関する事。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関する事。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関する事。
- (5) 被災地における通信の確保に関する事。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関する事。
- (7) 航空消防活動の支援に関する事。
- (8) 宿営場所の設営に関する事。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関する事。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC 災害即応部隊の出動)

第 18 条 NBC 災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC 災害等が発生した場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第21条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。

なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第2号及び第3号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第22条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。

3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

る。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第 23 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第 25 条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長（以下「指揮支援本部長」という。）に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第 4 章 指揮活動

(指揮体制)

第 24 条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上（水上を含む。以下同じ。）に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 NBC 災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の

管理の下で、当該NBC災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第25条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
 - (1) 第1順位 指揮支援隊長
 - (2) 第2順位 都道府県大隊長
 - (3) 第3順位 統合機動部隊長
 - (4) 第4順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - (1) 被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (3) 陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - (5) 指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - (6) 調整本部に対する報告に関すること。
 - (7) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称

する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第26条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(3) 調整本部に対する報告に関すること。

(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第27条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第28条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

(2) 隊員の安全管理に関すること。

(3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。

(4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

(5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。

(6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。

(7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。

(8) その他必要な事項に関すること。

3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県大隊本部」と呼称する。

(現地合同調整所の設置)

第29条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。

2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。

3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。

4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

(情報共有等)

第30条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制(別記様式1)により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊(次項において「消防庁等」という。)は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。

- 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
- 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部等は、前2項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

(活動報告等)

第31条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。

- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

(通信連絡体制等)

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- (1) 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。

- (2) 調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波 1 を使用する。
 - (3) 指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
 - (4) 指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波 2 又は統制波 3 のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
 - (5) 指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
 - (6) 都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (7) 同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
 - (8) 指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
 - (9) 航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
 - (10) 都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
 - (11) 無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。
- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
 - (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
 - 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等

との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第 34 条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第 35 条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成 19 年法律第 103 号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第 36 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第 37 条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第 6 章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。

(7) その他必要な事項に関すること。

- 3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。
- 4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。
- 5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
 - (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
 - (3) 情報連絡体制に関すること。
 - (4) その他必要な事項に関すること。
- 6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第39条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月24日消防広第211号)

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

別表（主運用波の割当て）

（第 32 条関係）

周波数名	割当都道府県
主運用波 1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波 2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波 3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波 4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波 5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波 6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波 7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇年 〇月 〇日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kimentei0119@soumuko.go.jp			

現地派遣職員				
派遣場所	職・氏名	TEL		

〇〇都道府県

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL
航空運用調整班	所屬	職・氏名
	TEL	FAX

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL
統括指揮支援隊長	所屬	TEL
	TEL	

〇〇市町村

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

所屬	氏名	TEL
大隊長	所屬	TEL
統合機動	氏名	
部隊長	所屬	
後方支援本部	TEL	FAX
	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

所屬	氏名	TEL
大隊長	所屬	TEL
統合機動	氏名	
部隊長	所屬	
後方支援本部	TEL	FAX
	メールアドレス	

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL
統括指揮支援隊長	所屬	TEL
	TEL	

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	氏名	TEL

〇〇都道府県大隊

所屬	氏名	TEL
大隊長	所屬	TEL
統合機動	氏名	
部隊長	所屬	
後方支援本部	TEL	FAX
	メールアドレス	

〇〇都道府県大隊

所屬	氏名	TEL
大隊長	所屬	TEL
統合機動	氏名	
部隊長	所屬	
後方支援本部	TEL	FAX
	メールアドレス	

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
本部長	職・氏名	TEL

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
指揮支援本部長	所屬	TEL
(指揮支援隊長)	氏名	

航空

ヘリベース(HB)

設置場所:

NTT回線	TEL	FAX
消防防災無線	TEL	FAX
地域衛星回線	TEL	FAX
メールアドレス		
HB指揮者	所屬	TEL
	職・氏名	
航空指揮支援本部長	所屬	TEL
(航空指揮支援隊長)	氏名	
航空後方支	所屬	TEL
援隊長	氏名	

フォワードベース(FB)

設置場所:

所屬	TEL
FB指揮者	職・氏名
	所屬
	TEL
	TEL

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在					
災害名						
活動場所	都道府県				市区町村	
活動内容	種別	時間	活動場所	活動概要(連携活動機関を含む)		
隊員の負傷	有・無		車両・資機材の損傷	有・無		
上記負傷、損傷の内容						
出動隊の状況	隊種別	隊数	隊員数	隊種別	隊数	隊員数
	指揮支援隊	隊	人	特殊災害小隊	隊	人
	指揮隊	隊	人	特殊装備小隊	隊	人
	消火小隊	隊	人	その他の小隊	隊	人
	救助小隊	隊	人	航空指揮支援隊	隊	人
	救急小隊	隊	人	航空後方支援小隊	隊	人
	通信支援小隊	隊	人	合計	隊	人
救助・搬送人員	災害種別	火災	救助		救急	合計
	件数	件	件	件	件	人
	救助・搬送人数	人	人	人	人	
	総計(指揮支援隊が入力)	人	人	人	人	人
宿営場所	名称				所在地	
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~		時 分		
	活動場所					
	活動規模	隊数	隊	隊員数	人	
	活動内容					
報告者	消防本部				氏名	
	TEL					

